1　介護福祉施設サービス

基本部分					注	注			注	注	注	注		注		注	注	注	注	注	注	注	
					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	又は	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	準ユニットケア加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
イ 介護福祉施設サービス費 （1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 〈従来型個室〉	要介護1	（ 557 単位）	×97／100	×70／100		×70／100		−56単位	＋36単位	入所定員30人以上50人以下 6単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 4単位	入所定員30人以上50人以下 13単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 8単位	入所定員30人以上50人以下 22単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 13単位	入所定員30人以上50人以下 28単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 16単位	＋5単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	＋12単位	＋120単位	＋25単位	＋5単位	＋26単位	＋41単位
			要介護2	（ 625 単位）						−63単位													
			要介護3	（ 695 単位）						−70単位													
			要介護4	（ 763 単位）						−76単位													
			要介護5	（ 829 単位）						−83単位													
		(二) 介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 〈多床室〉	要介護1	（ 557 単位）						−56単位													
			要介護2	（ 625 単位）						−63単位													
			要介護3	（ 695 単位）						−70単位													
			要介護4	（ 763 単位）						−76単位													
			要介護5	（ 829 単位）						−83単位													
	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 〈従来型個室〉	要介護1	（ 659 単位）						−66単位													
			要介護2	（ 724 単位）						−72単位													
			要介護3	（ 794 単位）						−79単位													
			要介護4	（ 859 単位）						−86単位													
			要介護5	（ 923 単位）						−92単位													
		(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 〈多床室〉	要介護1	（ 659 単位）						−66単位													
			要介護2	（ 724 単位）						−72単位													
			要介護3	（ 794 単位）						−79単位													
			要介護4	（ 859 単位）						−86単位													
			要介護5	（ 923 単位）						−92単位													
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費 （1日につき）	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 〈ユニット型個室〉	要介護1	（ 636 単位）					×97／100	−64単位	＋46単位			入所定員30人以上50人以下 27単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 18単位	入所定員30人以上50人以下 33単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 21単位								
			要介護2	（ 703 単位）						−70単位													
			要介護3	（ 776 単位）						−78単位													
			要介護4	（ 843 単位）						−84単位													
			要介護5	（ 910 単位）						−91単位													
		(二) ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1	（ 636 単位）						−64単位													
			要介護2	（ 703 単位）						−70単位													
			要介護3	（ 776 単位）						−78単位													
			要介護4	（ 843 単位）						−84単位													
			要介護5	（ 910 単位）						−91単位													
	(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 〈ユニット型個室〉	要介護1	（ 730 単位）						−73単位													
			要介護2	（ 795 単位）						−80単位													
			要介護3	（ 866 単位）						−87単位													
			要介護4	（ 931 単位）						−93単位													
			要介護5	（ 995 単位）						−100単位													
		(二) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1	（ 730 単位）						−73単位													
			要介護2	（ 795 単位）						−80単位													
			要介護3	（ 866 単位）						−87単位													
			要介護4	（ 931 単位）						−93単位													
			要介護5	（ 995 単位）						−100単位													

注 外泊時費用			入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用			入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算 （1日につき 30単位を加算）			
ニ 再入所時栄養連携加算 （入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）		
	(2) 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）		
	(3) 退所時相談援助加算 （400単位）		注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	(4) 退所前連携加算 （500単位）		注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ヘ 栄養マネジメント加算 （1日につき 14単位を加算）			
ト 低栄養リスク改善加算 （1月につき 300単位を加算）			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
チ 経口移行加算 （1日につき 28単位を加算）			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
リ 経口維持加算（1月につき）	(1) 経口維持加算（Ⅰ）　（400単位）		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
	(2) 経口維持加算（Ⅱ）　（100単位）		注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない
ヌ 口腔衛生管理体制加算　（1月につき 30単位を加算）			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算　（1月につき 90単位を加算）			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））			
ワ 配置医師緊急時対応加算	(1) 早朝・夜間の場合 （1回につき 650単位を加算）		
	(2) 深夜の場合 （1回につき 1300単位を加算）		
カ 看取り介護加算	(1)看取り介護加算（Ⅰ）	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
		(2) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
		(3) 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）	
	(2)看取り介護加算（Ⅱ）	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
		(2) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）	
		(3) 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）	
ヨ 在宅復帰支援機能加算 （1日につき 10単位を加算）			
タ 在宅・入所相互利用加算 （1日につき 40単位を加算）			
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）		
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）		
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）			
ツ 褥瘡マネジメント加算 （1月につき 10単位を加算（3月に1回を限度））			
ネ 排せつ支援加算 （1月につき 100単位を加算）			
ナ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）		
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）		
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）		
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）		
ラ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×83／1000）		注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）		
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）		
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100）		
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）		